

## 回 覧

自治会会員の皆様

令和3年9月

柏ビレジ自治会  
防犯・防災部



### 路上駐車は犯罪です！ もう止めませんか？

コロナ禍で防犯パトロールが実施できないことや、外出自粛要請が続いているせいでしょうか、一時かなりの改善が見られた迷惑駐車、路上駐車之苦情が最近増えています。長時間ないし常時、道路を駐車場代わりにされている方は是非止めていただけないでしょうか。

**「ご近所からは何も言われてないよ！ 迷惑なんか掛けてないよ！」**

皆さんご近所同士で争いごとにしたくない。「路上駐車を注意してもし逆キレされたらどうしよう？」などと考えて口に出すのをためらわれているだけなのです。

**「駐車禁止の標識もないし、置いて何が悪いの？ 法律違反はしてないよ！」**

確かに一時的な駐車は法律違反にならないかも知れません。しかし道路を駐車場代わりに使うことは明確な違法行為であり、刑事罰の対象です。

「自動車の保管場所の確保に関する法律」(いわゆる車庫法)という法律があり、違反時の罰則は **3ヶ月以下の懲役 または 20万円以下の罰金** となり、交通違反の反則金とは異なり、前科がつく刑事罰となっています。



車庫法 第11条 (保管場所としての道路の使用禁止等)

- 1項 何人も道路上の場所を自動車の保管場所として使用してはならない。
- 2項 何人も次の各号に掲げる行為はしてはならない。
  - (1) 自動車が道路上の同一の場所に 引き続き12時間以上 駐車することになるような行為。
  - (2) 自動車が夜間(日没から日出までの時間)に道路上の同一の場所に 引き続き8時間以上 駐車することになるような行為。

第17条 (罰則) 抜粋

次の各号のいずれかに該当する者は、3ヶ月以下の懲役または20万円以下の罰金に処する。

- 1項 (2) 第11条1項の規定に違反して道路上の場所を使用した者。
- 2項 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
  - (2) 第11条第2項の規定に違反した者

なお、自治会としては、協力要請や注意を行っても一向に改まらない常習的、ないし悪質な路上駐車については、警告した上で車庫法違反の疑いありとして告発する方針です。

また、残念ながら空き巣被害が相変わらず発生しています。警察に抛れば、空き巣犯は事前に車で現場近くに来ており入念に下見をしているようすです。往來の少ない、人目に付きにくい場所に見慣れない車が長時間路上駐車している場合には十分注意する必要もあります。



皆さまのご協力により迷惑駐車を一掃し、ご近所の方々と心からの笑顔で挨拶を交わせる日々にしていきたいと思っております！ 皆様のご理解をお願いいたします。 以上